

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項	
------	--

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	○児童手当法に基づき、児童の家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母等に児童手当又は特例給付を支給する。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格者からの認定請求の受理、審査・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ②現況の届出の受理、審査・各種届出、請求の受理、審査 ③官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ④情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ・申請、届出等は、窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り組む。 ・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により行う。
③システムの名称	①児童手当システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能 ⑤申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者及び支給対象児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表107、108の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部こども課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者が書類に記載するマイナンバーが正確であるかどうかについて、窓口において証憑書類(マイナンバーカード等)を目視で確認し、誤記入がないように対応している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報が含まれる廃棄物と含まない廃棄物で保管場所を離れた場所に配置し、また、廃棄物のダブルチェックを行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○児童手当法に基づき、児童の家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母等に児童手当又は特例給付を支給する。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格者からの認定請求の受理、審査・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ②現況の届出の受理、審査・各種届出、請求の受理、審査 ③官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	○児童手当法に基づき、児童の家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母等に児童手当又は特例給付を支給する。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格者からの認定請求の受理、審査・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ②現況の届出の受理、審査・各種届出、請求の受理、審査 ③官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により行う。	事後	
平成29年6月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①児童手当システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー	①児童手当システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 今井 岳彦	課長 瀬川 文彦	事後	
I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 瀬川 文彦	課長		事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格者からの認定請求の受理、審査・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ②現況の届出の受理、審査・各種届出、請求の受理、審査 ③官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格者からの認定請求の受理、審査・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ②現況の届出の受理、審査・各種届出、請求の受理、審査 ③官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ④情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う変更
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の56の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の56の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項【26、30、87の項】 ・情報照会にかかる項【74、75の項】 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供にかかる条【第19、44条】 ・情報照会にかかる条【第40条】	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【26、30、87の項】 ・情報照会にかかる項【74、75の項】	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	・申請、届出等は、窓口、郵送や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。	事後	申請管理システムの導入に伴う変更
令和5年6月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①児童手当システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能	①児童手当システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能 ⑤申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う変更
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○児童手当法に基づき、児童の家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母等に児童手当又は特例給付を支給する。	○児童手当法に基づき、児童の家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母等に児童手当又は特例給付を支給する。	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の56の項	番号利用法第9条第1項 別表81の項	事後	評価の再実施(番号利用法の改正に伴う修正等)
令和7年3月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【26、30、87の項】 ・情報照会にかかる項【74、75の項】	【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表107、108の項	事後	評価の再実施(番号利用法の改正に伴う修正等)
令和7年3月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域福祉課	健康福祉部こども課	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	健康福祉部地域福祉課	健康福祉部こども課	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1.対象者 人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年3月1日	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者 数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和7年3月1日	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	IVリスク対策 8.人手を介在さ せる作業	新設	十分である 【判断の根拠】 申請者が書類に記載するマイナンバーが正確 であるかどうかについて、窓口において証憑書 類(マイナンバーカード等)を目視で確認し、誤 記入がないように対応している。	事後	新様式への移行に係る項目 追加
令和7年3月24日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策	新設	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策 十分である 【判断の根拠】 個人情報が含まれる廃棄物と含まない廃棄物 で保管場所を離れた場所に配置し、また、廃棄 物のダブルチェックを行っている。	事後	新様式への移行に係る項目 追加